○国土交通省告示第四百九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高棚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼市雲洞字鎌岩一二四〇地内三等三角点雲洞を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十六年建設省告示第八百二十号及び平成四年建設省告示第七百二十二号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一九九度五九分三四秒　一号

標柱一号から一四〇度四六分四五秒　二号

標柱二号から一六八度一七分五七秒　三号

標柱三号から一八六度四四分二七秒　四号

標柱四号から一七二度二二分四五秒　五号

九九・八九〇メートルの地点

標柱五号から一五一度三四分四一秒　六号

八〇・八四九メートルの地点

標柱六号から一二九度三二分二三秒　七号

七四・七二八メートルの地点

標柱七号から一一〇度二七分二五秒　八号

六六・八六九メートルの地点

標柱八号から一三八度二九分〇二秒　九号

二〇二・八七八メートルの地点

標柱九号から九二度二四分四三秒　十号

一五九・三七八メートルの地点

標柱十号から一四八度〇九分三二秒　十一号

二五六・四五四メートルの地点

標柱十一号から一三六度二七分一五秒　十二号

一六一・三七四メートルの地点

標柱十二号から一一二度二四分〇一秒　十三号

二七一・〇〇九メートルの地点

標柱十三号から一四四度五六分二八秒　十四号

三六六・六四一メートルの地点

標柱十四号から九七度五〇分四八秒　十五号

八九・一一三メートルの地点

標柱十五号から一二九度三五分五二秒　十六号

一一〇・一一三メートルの地点

標柱十六号から一四一度四七分二〇秒　十七号

一〇四・四一一メートルの地点

標柱十七号から六五度四六分一三秒　十八号

一三五・二七二メートルの地点

標柱十八号から一〇〇度四五分五一秒　十九号

一八四・〇六〇メートルの地点

標柱十九号から五九度五六分三一秒　二十号

七五六・五五一メートルの地点

標柱二十号から八三度一三分二五秒　二十一号

一七九・九七五メートルの地点

標柱二十一号から九九度一八分五三秒　二十二号

三三・一〇九メートルの地点

標柱二十二号から一九三度三六分四六秒　二十三号

八二・一七六メートルの地点

標柱二十三号から二七度二三分一八秒　二十四号

七五七・〇四二メートルの地点

標柱二十四号から二七八度三五分三〇秒　二十五号

八七九・三八五メートルの地点

標柱二十五号から三二六度一五分二〇秒　二十六号

五〇六・三〇七メートルの地点

標柱二十六号から五〇度四七分二〇秒　二十七号

三六・二九九メートルの地点

標柱二十七号から二九四度五四分〇五秒　二十八号

三〇五・四一九メートルの地点

標柱二十八号から三三三度五九分〇〇秒　二十九号

二八六・七〇四メートルの地点

標柱二十九号から三三九度二一分〇一秒　三十号

六二・一九三メートルの地点

標柱三十号から三〇六度一八分一〇秒　三十一号

六一・四九六メートルの地点

標柱三十一号から二六九度三九分五四秒　三十二号

六七・二〇〇メートルの地点

標柱三十二号から三一一度四八分四三秒　三十三号

一一五・三二二メートルの地点

標柱三十三号から三二六度三一分一七秒　三十四号

七一・三二五メートルの地点

標柱三十四号から三一二度四五分五二秒　三十五号

一〇一・〇八二メートルの地点

標柱三十五号から二八三度三八分三六秒　三十六号

五五・九三五メートルの地点

標柱三十六号から三一二度五六分二五秒　三十七号

五七・六二一メートルの地点

標柱三十七号から三三四度〇三分一三秒　三十八号

九八・三二〇メートルの地点

標柱三十八号から一度一二分三五秒　三十九号

一五六・七二三メートルの地点

標柱三十九号から三三八度一二分五三秒　四十号

二〇・九五二メートルの地点

標柱四十号から三一九度四九分五八秒　四十一号

六七・四一四メートルの地点

標柱四十一号から三四二度五〇分一四秒　四十二号

三三・五五九メートルの地点

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高棚川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼市雲洞字鎌岩一二四〇地内三等三角点雲洞を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一六三度〇〇分三三秒　一号

二一五二・五四四メートルの地点

標柱一号から四〇度一分二九秒　二号

八八・四七五メートルの地点

標柱二号から六五度四八分〇八秒　三号

八一・〇五一メートルの地点

標柱三号から四〇度三九分三〇秒　四号

一〇一・九七七メートルの地点

標柱四号から一四度一九分三一秒　五号

二二二・八四一メートルの地点

標柱五号から三五七度二三分〇五秒　六号

二三五・四〇八メートルの地点

標柱六号から四六度〇五分五五秒　七号

八八・七二二メートルの地点

標柱七号から七五度〇八分五二秒　八号

七二・六〇二メートルの地点

標柱八号から一〇〇度〇二分三七秒　九号

一三四・三一五メートルの地点

標柱九号から一〇九度〇〇分〇八秒　十号

一三八・三八二メートルの地点

標柱十号から四九度四〇分五九秒　十一号

四三三・七五一メートルの地点

標柱十一号から七二度〇五分一六秒　十二号

二七三・三一九メートルの地点

標柱十二号から九四度三〇分五〇秒　十三号

一一二・一三一メートルの地点

標柱十三号から一三一度二九分五六秒　十四号

一八九・〇一五メートルの地点

標柱十四号から二三六度二三分〇四秒　十五号

七五・四七八メートルの地点

標柱十五号から一九九度〇三分二二秒　十六号

一三一・七七五メートルの地点

標柱十六号から二一九度四九分二三秒　十七号

一二一・六九二メートルの地点

標柱十七号から二三八度〇三分一七秒　十八号

一四一・七一九メートルの地点

標柱十八号から二〇四度〇八分四二秒　十九号

二五三・九四九メートルの地点

標柱十九号から一八七度五〇分三五秒　二十号

三一四・八八五メートルの地点

標柱二十号から二六三度一〇分〇〇秒　二十一号

一三九・四三三メートルの地点

標柱二十一号から二四四度四七分四四秒　二十二号

二八一・一九七メートルの地点

標柱二十二号から一九三度〇四分五一秒　二十三号

一〇三・六八二メートルの地点

標柱二十三号から二二一度五一分二九秒　二十四号

一五五・五四一メートルの地点

標柱二十四号から二一一度二七分〇四秒　二十五号

一二二・三八五メートルの地点

標柱二十五号から三二一度四七分二〇秒　二十六号

一〇四・四一一メートルの地点

標柱二十六号から三〇九度三五分五二秒　二十七号

一一〇・一一三メートルの地点

標柱二十七号から二七七度五〇分四八秒　二十八号

八九・一一三メートルの地点

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北ノ入川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼市雲洞字鎌岩一二四〇地内三等三角点雲洞を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千六百九号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一四度四九分一八秒　一号

一〇七九・八四二メートルの地点

標柱一号から六九度〇一分二一秒　二号

七五・〇五八メートルの地点

標柱二号から六〇度〇八分二七秒　三号

七七・一三六メートルの地点

標柱三号から八一度〇一分〇二秒　四号

九三・二三〇メートルの地点

標柱四号から三一度四五分一七秒　五号

二五六・六九九メートルの地点

標柱五号から八五度一二分四九秒　六号

二三九・一二三メートルの地点

標柱六号から一八六度〇八分一八秒　七号

四二・一二〇メートルの地点